

公衆衛生医師の勤務に関するQ A 集

<保健所勤務>

問 1 鹿児島県で働く公衆衛生医師は何名いますか。

令和 8 年 4 月 1 日現在、10名の医師が勤務しています。

問 2 公衆衛生医師は、どのようなところで働くのですか。

鹿児島県内13箇所の保健所や県庁（保健福祉部）などに勤務します。

○ 保健所

所管している地域の健康を支える拠点機関であり、食品衛生や感染症等の広域的業務や、医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的な業務などを行います。

○ 県庁

県の各種施策の企画立案を行っており、県全体の保健・医療・福祉に関わる条例等の制定や、予算計画、県議会対応や保健所業務の調整を行います。

問 3 専門が公衆衛生ではありませんが、大丈夫でしょうか。

これまでも、外科や小児科、内科などさまざまな専門分野、診療科から入職された医師が県内の保健所で活躍しています。今まで活躍された専門分野は、必ず公衆衛生の現場で役立ちます。公衆衛生医師は、幅広い医学的な知識を習得する必要がありますが、業務に必要な知識は、採用後に、研修を受講し習得することができます。

<勤務条件>

問 4 土日など休日の出勤はありますか。残業はありますか。

普及啓発活動や研修参加など、土日や休日の勤務が年に数回あります。また、緊急時（集団感染症、食中毒事案発生）にも、休日などの出勤がありますが、休日などに出勤した場合には、平日に代休をとることができます。

また、就業時間後の会議や夜間のエイズ相談・検査、感染症や食中毒発生時の緊急対応などの場合は、時間外に勤務をお願いする場合があります。

問 5 兼業は可能ですか。

地方公務員法により、兼業は原則として禁止されています。
ただし、専門医資格の維持・取得等の目的で事前に許可を受けた場合は、臨床現場での臨床業務に携わることができますので、専門医の資格継続を図ることができます。

なお、専門医の更新に関する講習（例：専門医共通講習研修）については、年休以外の方法により、負担のないかたちで研修受講をサポートします。

問 6 休暇は取れますか。

年間20日ある有給休暇のほか、育児や看護、慶弔など特別な理由が発生した時に取得することができる特別休暇制度もあり、特に、夏季休暇については、積極的に取得するようにお願いしています。

問 7 育児や親の介護が必要ですが、大丈夫でしょうか。

休暇・休業制度として、産前休暇、産後休暇は各 8 週間、育児休業は、子が 3 歳に達する日まで取得が可能です。

また、子どもの看護休暇や育児のための短時間勤務などの制度があります。

さらに、配偶者や父母などの介護については、6 月以内の介護休暇があります。

< 転勤・異動 >

問 8 転勤はありますか。

公務員として勤務していただくため、原則として 2 年から 3 年ごとに勤務先の異動による転勤があります。

異動の際には、各職員の希望や業務内容等を踏まえながら配置を行い、県庁内及び県内の各保健所において、幅広く経験を積んでいただくこととなります。

問 9 職員住宅はありますか。

職員住宅の利用は可能です。

また、民間のアパート等を借りる場合は、住宅手当が支給されます。